

## 別表

支援金の交付となる地球高温化対策活動		支援金の額	
新エネルギーシステムの設置	太陽光発電システム	次に掲げる活動のうちいずれかに該当し、電気事業者と電力需給契約を締結のうえ、同システムを継続して使用する活動 自らが居住する住宅の屋根に太陽光発電システムを設置 同システムが設置された新築の住宅を購入  設置されている同システムは、次に掲げる要件を満たすもの ・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの ・太陽電池の定格出力が1KW以上	1システム  100,000円
	ガス発電給湯システム	次に掲げる活動のうちいずれかに該当し、機器を継続して使用する活動 自らが居住する住宅にガスコージェネレーションシステムを設置 (長期リースでの設置も対象) 同システムが設置された新築の住宅を購入  設置されている同システムは、次に掲げる要件を満たすもの ・ガスエンジンユニットのJIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上 ・貯湯ユニットの容量が90 以上	1システム  50,000円
	燃料電池給湯	次に掲げる活動のうちいずれかに該当し、機器を継続して使用する活動 自らが居住する住宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置 (長期リースでの設置も対象) 同システムが設置された新築の住宅を購入  設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの ・JIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上 ・貯湯ユニットの容量が90 以上 ・発電能力が0.5KW以上	1システム  50,000円
エコライフの実践	雨水貯留槽	次に掲げる活動のうちいずれかに該当し、継続して雨水の利用をする活動 自らが居住する住宅に雨水貯留施設を設置 同施設が設置された新築の住宅を購入 浄化槽を雨水貯留施設に転用  設置されている施設は、次に掲げる要件を満たすもの ・雨どいからの導入管や蛇口が取り付けられているもの ・貯水量100 以上	1基 上限  30,000円  工事費及び設置に要した額の2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨)とし上限額まで
	生ごみ処理容器	自宅において、家庭から排出される厨芥類(以下「生ごみ」という。)の自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動  当該容器は次に掲げる要件を満たすもの ・容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの ・耐水性及び耐久性の材質のもの ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの	1基 上限  20,000円  購入額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)とし上限額まで
	カーシェアリング	市内において自動車を複数の会員で共同利用するカーシェアリングに登録し、必要な時だけ自動車を使用する活動	1契約 上限 個人 5,000円 事業者 20,000円  カーシェアリング会員になる際に必要な初期経費分(登録料・カード発行手数料)

平成23年度 川口市地球高温化対策活動支援金について

1 支援金の交付対象となる地球高温化対策活動及び添付書類

支援金の交付対象となる地球高温化対策活動		添付書類
太陽光発電	<p>自宅に太陽光発電システムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、電気事業者と電力受給契約を締結のうえ、同システムを継続して使用する活動。</p> <p>設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの</li> <li>・太陽電池の定格出力の合計が1kw以上</li> </ul>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>領収書の写し</p> <p>設置状況の写真(設置前と設置後)</p> <p>「電力受給契約のご案内」の写し</p> <p>出力対比表・契約書などの写し</p> <p>(設置機器の規格等の内訳がわかるもの)(注2)</p> <p>承諾書(建物が共有名義の場合)</p>
ガス発電給湯	<p>自宅にガスコージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。</p> <p>設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスエンジンユニットのJIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上</li> <li>・貯湯ユニットの容量が90以上</li> </ul>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>領収書の写し</p> <p>設置状況の写真(設置前と設置後)</p> <p>保証書等の写し</p>
燃料電池給湯	<p>自宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。</p> <p>設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上</li> <li>・貯湯ユニットの容量が90以上</li> <li>・発電能力が0.5kw以上</li> </ul>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>領収書の写し</p> <p>設置状況の写真(設置前と設置後)</p> <p>保証書等の写し</p> <p>*リースの場合は「平成23年度川口市地球高温化対策活動支援金のご案内」をご覧ください</p>
雨水貯留施設	<p>自宅に雨水貯留施設を設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入するか、浄化槽からの転用により、継続して雨水の有効利用をする活動。</p> <p>設置されている施設は次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨どいからの導入管や蛇口が取り付けられているもの</li> <li>・貯水量が100以上</li> </ul>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>領収書の写し</p> <p>設置状況の写真(設置前と設置後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設の設置を業者に依頼した場合 工事完了証明書等</li> <li>・浄化槽転用の場合 排水設備工事検査済証等の写し</li> </ul>
生ごみ処理容器	<p>自宅において、家庭から排出される厨芥類(以下「生ごみ」という。)の自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動。</p> <p>当該容器は次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の内部で生ごみを減量する機能を有するもの</li> <li>・耐水性及び耐久性の材質のもの</li> <li>・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの</li> </ul>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>領収書の写し</p> <p>設置状況の写真(設置後)</p>
カーシェアリング	<p>市内において自動車を複数の会員で共同利用するカーシェアリングに登録し、必要な時に自動車を使用する活動。</p>	<p>市民税納税証明書(注1)</p> <p>固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>初期経費がわかる領収書の写し</p> <p>カーシェアリング契約書・会員証等の写し</p>

(注1)平成23年度分とし、発行日から3ヶ月以内のもの(ただし、23年度分が発行されない場合は前年度分とする)  
平成23年1月1日以降の転入や土地・家屋の購入等で、納税証明書が発行されない場合は「理由書」を添付

(注2)カタログ・見積書は不可

2 申請受付期間(必着)

支援活動名称	申請受付期間	
太陽光発電	受給開始予定日(注3)が下記期間のもの	申請受付期間
	第1期 平成23年4月1日～平成23年9月30日	平成23年11月1日～平成23年11月22日
	第2期 平成23年10月1日以降	平成24年2月17日～平成24年3月9日
その他の活動	平成23年5月9日～平成24年3月9日	

(注3)東京電力(株)川口支社の「電力受給契約のご案内」に記載されている日

書類は環境総務課(朝日環境センター3階)窓口にて持参、もしくは郵送により提出してください。  
直接窓口にて提出できない方は、簡易書留や宅配便など提出書類の所在が確認できる方法で送付してください。